

湘南看護専門学校 学則の変更について

改正理由

前回の施設管理費改正及び教材費の新設から5年を経過しており、学校会計における収支のバランスを見直す必要による。

新旧対照表

改正（新）	現行（旧）																										
<p>[学生納入金]</p> <p>第23条 本校の学生納入金は次のとおりとする。</p> <table border="1"><tr><td>入学検定料</td><td>20,000円</td></tr><tr><td>入学金</td><td>250,000円</td></tr><tr><td rowspan="2">授業料</td><td>前期 250,000円</td></tr><tr><td>後期 250,000円</td></tr><tr><td rowspan="2">施設管理費</td><td>前期 <u>75,000円</u></td></tr><tr><td>後期 <u>75,000円</u></td></tr><tr><td rowspan="2">教材費</td><td>前期 <u>50,000円</u></td></tr><tr><td>後期 <u>50,000円</u></td></tr></table>	入学検定料	20,000円	入学金	250,000円	授業料	前期 250,000円	後期 250,000円	施設管理費	前期 <u>75,000円</u>	後期 <u>75,000円</u>	教材費	前期 <u>50,000円</u>	後期 <u>50,000円</u>	<p>[学生納入金]</p> <p>第23条 本校の学生納入金は次のとおりとする。</p> <table border="1"><tr><td>入学検定料</td><td>20,000円</td></tr><tr><td>入学金</td><td>250,000円</td></tr><tr><td rowspan="2">授業料</td><td>前期 250,000円</td></tr><tr><td>後期 250,000円</td></tr><tr><td rowspan="2">施設管理費</td><td>前期 50,000円</td></tr><tr><td>後期 50,000円</td></tr><tr><td rowspan="2">教材費</td><td>前期 25,000円</td></tr><tr><td>後期 25,000円</td></tr></table>	入学検定料	20,000円	入学金	250,000円	授業料	前期 250,000円	後期 250,000円	施設管理費	前期 50,000円	後期 50,000円	教材費	前期 25,000円	後期 25,000円
入学検定料	20,000円																										
入学金	250,000円																										
授業料	前期 250,000円																										
	後期 250,000円																										
施設管理費	前期 <u>75,000円</u>																										
	後期 <u>75,000円</u>																										
教材費	前期 <u>50,000円</u>																										
	後期 <u>50,000円</u>																										
入学検定料	20,000円																										
入学金	250,000円																										
授業料	前期 250,000円																										
	後期 250,000円																										
施設管理費	前期 50,000円																										
	後期 50,000円																										
教材費	前期 25,000円																										
	後期 25,000円																										
<p>2 学生は学期が始まる前までに、授業料の納入を完了するものとする。</p> <p>前期は3月31日、後期は9月30日までとし、施設管理費及び教材費は授業料に併せて納入する。</p> <p>3 休学期間中の授業料、施設管理費、教材費は1年間を通して休学する場合、半期分とする。</p> <p>前期又は後期の途中において休学する場合は、当期分の授業料、施</p>	<p>2 学生は学期が始まる前までに、授業料の納入を完了するものとする。</p> <p>前期は3月31日、後期は9月30日までとし、施設管理費及び教材費は授業料に併せて納入する。</p> <p>3 休学期間中の授業料、施設管理費、教材費は1年間を通して休学する場合、半期分とする。</p> <p>前期又は後期の途中において休学する場合は、当期分の授業料、施</p>																										

設管理費、教材費を納入する。

- 4 退学する場合は、退学の日の属する期分の授業料、施設管理費、教材費は返還しない。
- 5 入学手続き完了者であって3月31日までに入学辞退の意思を表示した者については、納入した授業料、施設管理費、教材費の返還に応じる。入学金は返還しない。
- 6 納入金に関する規程は別に定める。

附 則

この学則は令和5年4月1日から施行し、改正後の規定は、令和6年度の入学生から適用する。但し、令和5年度以前の入学生は従前の例による。

設管理費、教材費を納入する。

- 4 退学する場合は、退学の日の属する期分の授業料、施設管理費、教材費は返還しない。
- 5 入学手続き完了者であって3月31日までに入学辞退の意思を表示した者については、納入した授業料、施設管理費、教材費の返還に応じる。入学金は返還しない。
- 6 納入金に関する規程は別に定める。